

2019年全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）

結果の概要－名古屋市分－

【目次】

◆調査の結果	2 p
1 家計収支に関する結果(総世帯)	
(1) 費目別消費支出及び支出割合	
(2) 勤労者世帯及び無職世帯の実収入及び消費支出	
2 所得に関する結果(総世帯) … 世帯主の年齢階級別、所得構成別年間収入	
3 家計資産・負債に関する結果(総世帯) … 金融資産残高、金融負債残高及び家計資産総額	
◆調査の概要	7 p
◆用語の解説	8 p

【利用上の注意】

- (1) 全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなりますので、集計区分ごとの「集計世帯数(概数)」の違いに留意が必要です。本報告書の中では一部、複数の区分を合算(「世帯数分布」をウェイトとして加重平均を行う。)した統計表及びグラフを用いています。
- (2) 原則として不詳の世帯は総数にのみ含み、内訳項目には含まれないこと、四捨五入による端数の調整を行っていないことから、総数と内訳の計は必ずしも一致しません。
- (3) 統計表に使用されている記号等は、以下のとおりです。
 - 「－」 …該当数値なし
 - 「…」 …不詳
 - 「0」 …表章単位未満の数値
 - 「X」 …該当数値を秘匿集計世帯数が 2.5 未満のときは金額等を「X」と表章しています。また、「集計世帯数(概数)」は、集計世帯数が 5 未満のときは「X」、5 以上のときは 1 の位で四捨五入して表章しています。
- (4) 「家計収支に関する結果」は、2019 年 10 月及び 11 月の収支を集計(このうち、購入先、購入地域に関する結果は 11 月の支出を集計)したものであり、通年の収支を調査したものではないため季節性に留意が必要です。(10 月、11 月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。)
また、消費税率に関して 2019 年 10 月 1 日に 8%から 10%への改定が行われています。消費税率の改定前には駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられます。調査時期が消費税率改定直後にあたるため留意が必要です。

◆調査の結果

1 家計収支に関する結果(総世帯)

(1) 費目別消費支出及び支出割合

総世帯の1世帯当たり消費支出額は217,599円

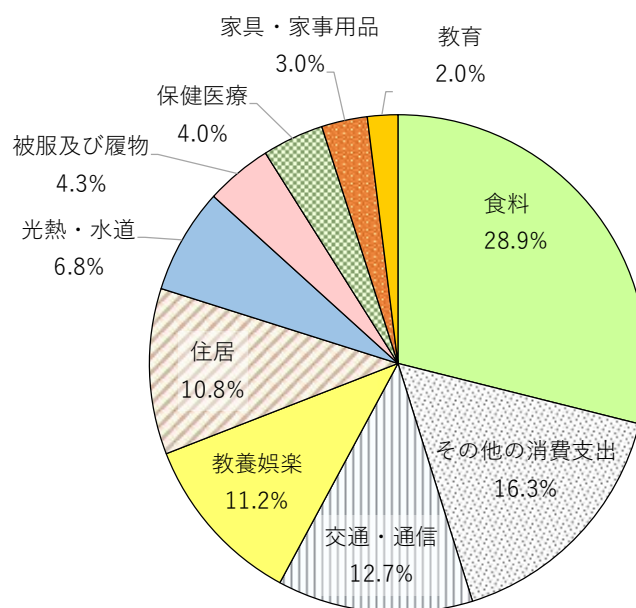
2019年10月及び11月における総世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出(以下「消費支出」という。)は217,599円となっている。

消費支出に占める費目別割合を見ると、「食料」(28.9%)、「その他の消費支出」(16.3%)、「交通・通信」(12.7%)、「教養娯楽」(11.2%)、「住居」(10.8%)の順に高い。

表 1-1 費目別消費支出及び支出割合(総世帯)

(金額単位 円) 2019年10月～11月		
項目	総世帯	構成比 (%)
集計世帯数(概数)	190	—
平均世帯人員(人)	2.22	—
平均有業人員(人)	1.14	—
世帯主の平均年齢(歳)	58.2	—
消費支出	217,599	100.0
食料	62,903	28.9
住居	23,435	10.8
光熱・水道	14,898	6.8
家具・家事用品	6,485	3.0
被服及び履物	9,425	4.3
保健医療	8,692	4.0
交通・通信	27,675	12.7
教育	4,318	2.0
教養娯楽	24,381	11.2
その他の消費支出	35,388	16.3

図 1-1 費目別支出割合(総世帯) (2019年)



(2) 勤労者世帯及び無職世帯の実収入及び消費支出

勤労者世帯の1世帯当たり可処分所得は331,959円、消費支出は226,747円

総世帯のうち勤労者世帯及び無職世帯について、2019年10月及び11月における1世帯当たり1か月平均実収入（以下「実収入」という。）及び消費支出を見る。

勤労者世帯の実収入は393,214円、ここから税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた可処分所得は331,959円であるのに対し、消費支出は226,747円であり、105,212円の黒字となっている。

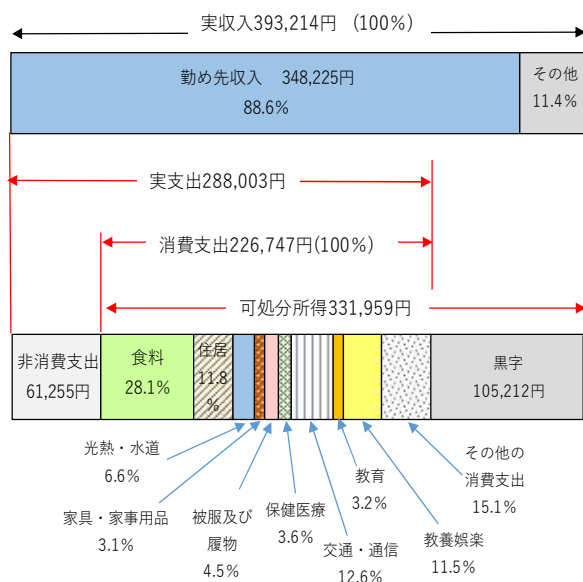
一方、無職世帯の実収入は171,801円、ここから非消費支出を差し引いた可処分所得は154,843円であるのに対し、消費支出は167,434円であり、12,591円の赤字となっている。

勤労者世帯と無職世帯を比べると、無職世帯の実収入は勤労者世帯の半分弱、無職世帯の消費支出は勤労者世帯の約7割となっている。

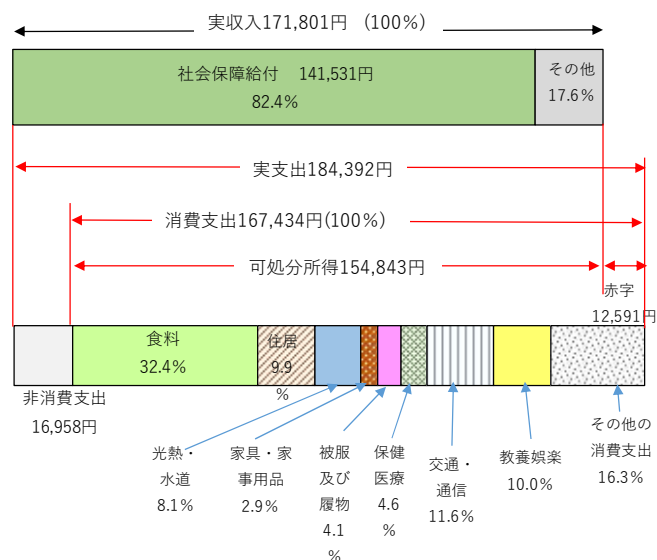
表1-2 世帯区分別実収入及び消費支出
(総世帯のうち勤労者世帯、無職世帯)

(金額単位 円) 2019年10月～11月				
項目	勤労者世帯		無職世帯	
		構成比 (%)		構成比 (%)
集計世帯数(概数)	100	—	60	—
平均世帯人員(人)	2.34	—	1.81	—
平均有業人員(人)	1.49	—	0.28	—
世帯主の平均年齢(歳)	48.1	—	75.9	—
実収入	393,214	100.0	171,801	100.0
經常収入	390,525	99.3	167,830	97.7
勤め先収入	348,225	88.6	16,841	9.8
事業・内職収入	3,178	0.8	2,510	1.5
他の經常収入	39,122	9.9	148,479	86.4
うち社会保障給付	31,998	8.1	141,531	82.4
特別収入	2,689	0.7	3,971	2.3
実支出	288,003	—	184,392	—
消費支出	226,747	100.0	167,434	100.0
食料	63,712	28.1	54,306	32.4
住居	26,832	11.8	16,595	9.9
光熱・水道	14,890	6.6	13,480	8.1
家具・家事用品	6,949	3.1	4,893	2.9
被服及び履物	10,108	4.5	6,843	4.1
保健医療	8,176	3.6	7,703	4.6
交通・通信	28,570	12.6	19,500	11.6
教育	7,232	3.2	—	—
教養娯楽	25,979	11.5	16,823	10.0
その他の消費支出	34,298	15.1	27,292	16.3
非消費支出	61,255	—	16,958	—
可処分所得 (実収入－非消費支出)	331,959	—	154,843	—

図1-2 世帯区分別実収入及び消費支出(2019年)
(総世帯のうち勤労者世帯)



(総世帯のうち無職世帯)



2 所得に関する結果(総世帯) — 世帯主の年齢階級別、所得構成別年間収入 —

1 世帯当たり年間収入は40歳代の世帯が820万6千円と最も多い

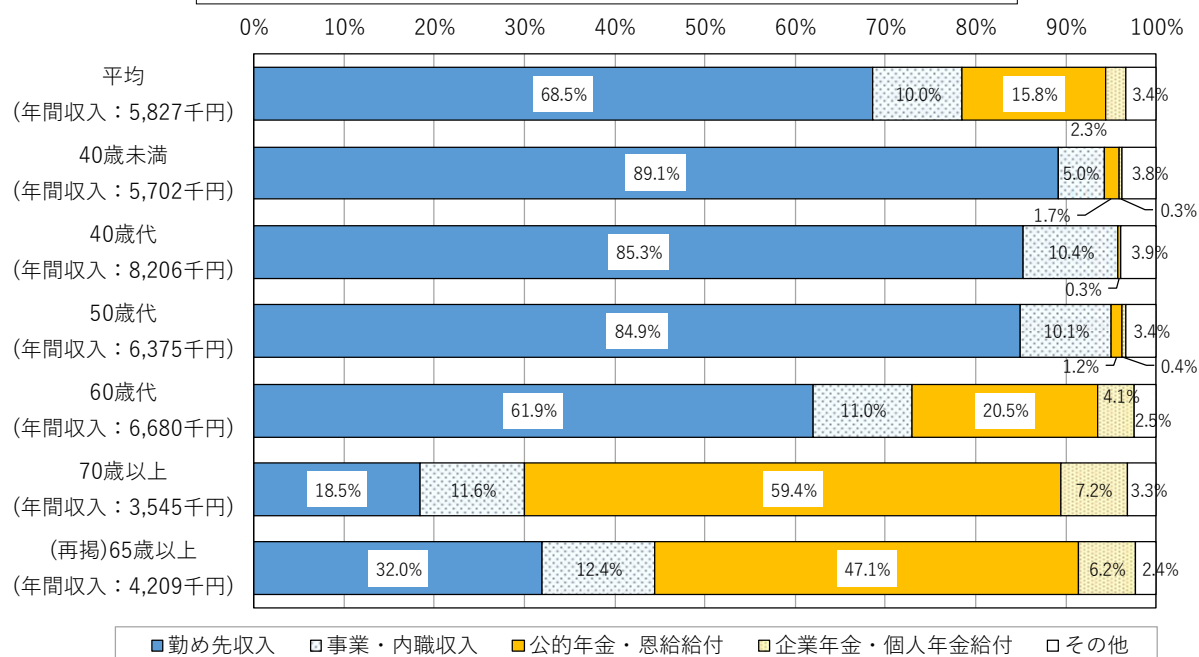
総世帯の年間収入を世帯主の年齢階級別にみると、最も多いのが40歳代の820万6千円、最も少ないのは70歳以上の354万5千円となっている。

総世帯の所得構成割合を世帯主の年齢階級別にみると、60歳代までは「勤め先収入」が最も高く、70歳以上では「公的年金・恩給給付」が最も高くなっている。なお、「65歳以上」(70歳代以上も含む)の年齢階級でみると、「勤め先収入」の割合は32.0%であり、「公的年金・恩給給付」の47.1%が大きく上回る。

表 2-1 世帯主の年齢階級別、所得構成別1世帯当たり年間収入(総世帯)

(金額単位 千円)		2018年11月～2019年10月							
項目	平均	40歳未満		40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	(再掲)65歳以上	
		30歳未満	30歳代						
集計世帯数(概数)	290	...	X	30	50	50	60	100	140
平均世帯人員(人)	2.28	2.59	2.51	2.60	2.73	2.26	2.30	1.85	1.90
平均有業人員(人)	1.14	1.46	1.39	1.47	1.47	1.50	1.34	0.46	0.66
世帯主の平均年齢(歳)	59.1	33.3	26.2	34.7	45.2	54.2	65.1	79.0	75.8
年間収入	5,827	5,702	3,977	6,038	8,206	6,375	6,680	3,545	4,209
現金収入	5,827	5,702	3,977	6,038	8,206	6,375	6,680	3,544	4,208
勤め先収入	3,994	5,083	3,911	5,311	6,997	5,411	4,137	655	1,347
事業・内職収入	582	288	—	344	857	647	738	410	520
利子・配当金	45	1	8	—	35	89	38	49	45
公的年金・恩給給付	921	98	—	117	28	75	1,369	2,108	1,981
社会保障給付金(公的年金・恩給以外)	71	120	58	132	89	74	69	38	29
企業年金・個人年金給付	134	17	—	20	—	24	271	257	261
仕送り金	45	86	—	103	133	38	—	3	2
その他の収入	35	10	—	12	66	17	58	25	22
現物収入	0	0	—	—	—	—	—	1	1

図 2-1 世帯主の年齢階級別所得構成割合(総世帯) (2019年)



3 家計資産・負債に関する結果(総世帯) — 金融資産残高、金融負債残高及び家計資産総額 —

金融資産残高は 60 歳代、金融負債残高は 40 歳代、家計資産総額は 50 歳代の世帯が最も多い

2019 年 10 月末日現在の、総世帯の 1 世帯当たり金融資産残高(貯蓄現在高)は 1665 万円、金融負債残高は 533 万円となっている。

世帯主の年齢階級別に金融資産残高をみると、最も多いのは 60 歳代で 2456 万 2 千円となっている。資産の種類別にみると、いずれの年齢階級においても「預貯金」が金融資産残高の多くを占めているが、「生命保険など」、「有価証券」の残高は年齢階級とともに多くなり 60 歳代でピークとなっている。

また、世帯主の年齢階級別に金融負債残高をみると、最も多いのは 40 歳代で 1208 万 9 千円となっている。負債の種類別にみると、いずれの年齢階級においても「住宅・土地のための負債」が金融負債残高の多くを占めている。

金融資産残高から金融負債残高を差し引いた純金融資産(1132 万 1 千円)に住宅・宅地(2967 万 3 千円)を加えた家計資産総額は、総世帯 1 世帯当たり 4099 万 4 千円となっている。

世帯主の年齢階級別に家計資産総額をみると、最も多いのは 50 歳代で 5724 万 1 千円となっている。家計資産の種類別にみると、いずれの年齢階級においても「住宅・宅地」が家計資産の多くを占めている。なお、「住宅・宅地」が最も多いのは 50 歳代で 4341 万 6 千円となっている。

表 3-1 世帯主の年齢階級別、資産・負債の種類別 1 世帯当たり金融資産残高・金融負債残高、家計資産総額(総世帯)

(金額単位 千円)		2019 年 10 月末日現在						
項目	平均	40歳未満			40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
			30歳未満	30歳代				
集 計 世 帯 数 (概 数)	280	...	X	30	50	50	60	90
平 均 世 帯 人 員 (人)	2.27	2.59	2.51	2.60	2.71	2.26	2.30	1.82
平 均 有 業 人 員 (人)	1.14	1.46	1.39	1.47	1.44	1.50	1.34	0.44
世帯主の平均年齢 (歳)	58.7	33.3	26.2	34.7	45.1	54.1	65.1	78.9
純 金 融 資 産 (金融資産残高－金融負債残高)	11,321	-6,105	2,939	-7,869	1,072	13,824	23,531	17,034
金融資産残高(貯蓄現在高)	16,650	4,380	6,615	3,944	13,161	20,518	24,562	17,315
預 貯 金	9,502	2,562	5,444	2,000	7,313	11,480	12,019	11,414
生 命 保 険 な ど	2,283	866	394	958	1,722	3,194	3,896	1,713
有 価 証 券	4,499	416	777	346	3,721	5,036	8,506	4,071
そ の 他	366	536	－	640	406	808	141	116
金 融 負 債 残 高	5,330	10,486	3,676	11,814	12,089	6,694	1,030	281
住宅・土地のための負債	4,673	10,266	3,196	11,645	11,685	4,066	855	215
住宅・土地以外の負債	547	0	－	－	259	2,438	137	40
月 賦 ・ 年 賦	109	220	479	169	144	191	39	25
住 宅 ・ 宅 地	29,673	20,587	15,087	21,659	22,916	43,416	30,957	28,790
家計資産総額(純資産総額) (純金融資産＋住宅・宅地)	40,994	14,481	18,025	13,790	23,989	57,241	54,488	45,824

図 3-1 世帯主の年齢階級別金融資産残高及び金融負債残高(総世帯)
(2019 年)

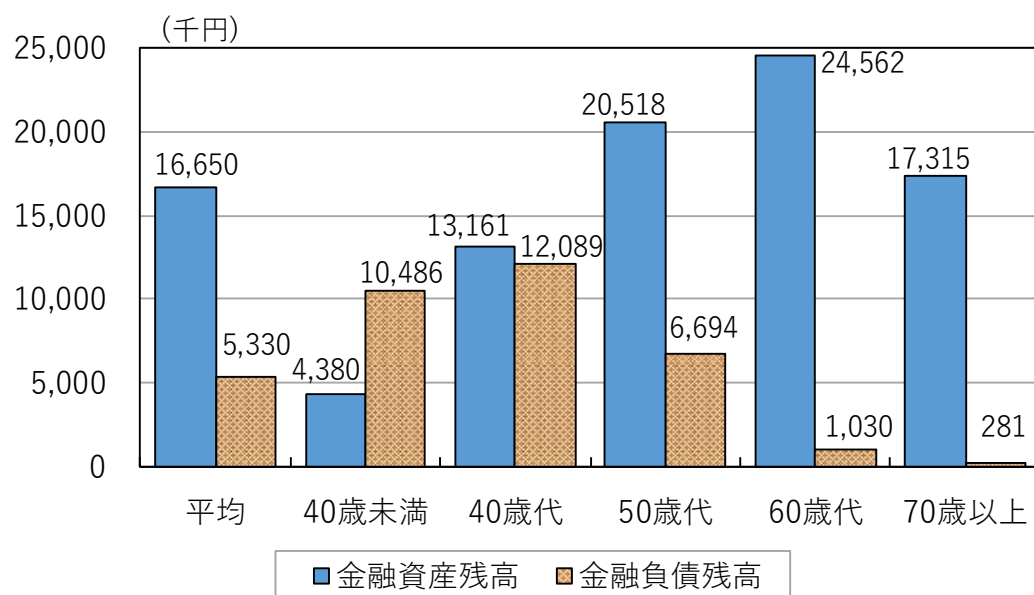
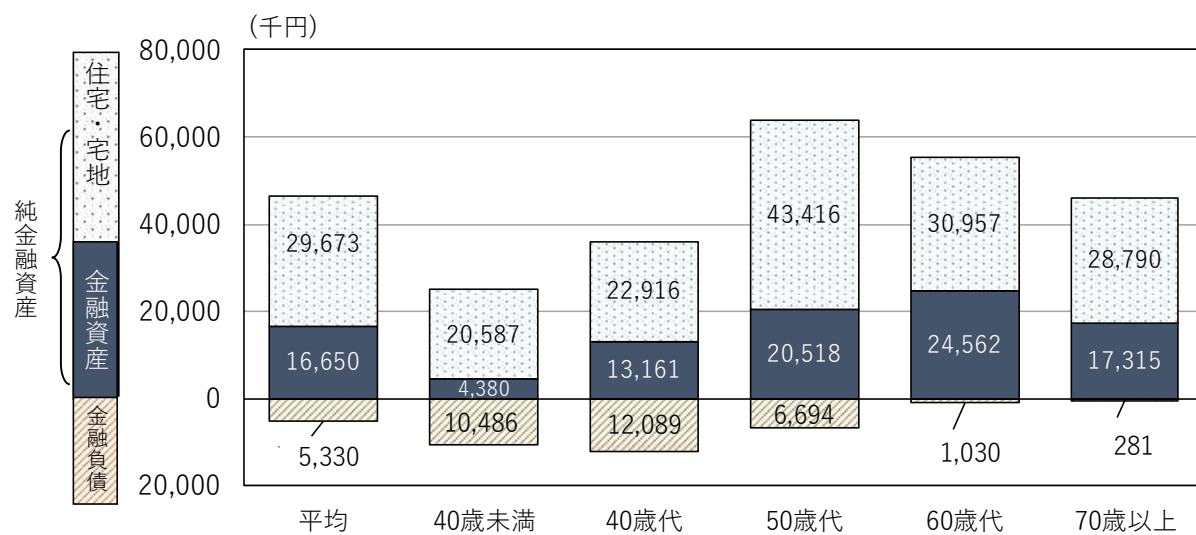


図 3-2 世帯主の年齢階級別家計資産構成(総世帯)
(2019 年)



◆調査の概要

調査の目的

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査である。1959 年(昭和 34 年)以来 5 年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、2019 年全国家計構造調査は通算で 13 回目の調査に当たる。

調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の 4 つの調査からなる。(このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果としている。)

市町村調査は、「家計簿」、「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の 3 種類全ての調査票を用いる基本調査と、「年収・貯蓄等調査票」及び「世帯票」の 2 種類の調査票を用いる簡易調査を実施し、都道府県調査は、家計調査の調査対象世帯に家計調査世帯特別調査又は個人収支状況調査のいずれかを実施した。家計調査世帯特別調査は、基本調査の調査事項のうち家計調査と重なる事項を除いた項目を「特別調査票」で調査し、個人収支状況調査は、通常の家計調査では捉えきれていない「個人の判断で自由に使えるお金」の収支内容を世帯員 1 人 1 人に配布する「個人収支簿」で調査した。

調査対象及び調査世帯数

全国から無作為に選定した約 90,000 世帯を対象とした。調査世帯数詳細は以下のとおり。

結果	集計体系	世帯の種類	調査	調査世帯数	
				全国	名古屋市
家計収支に関する結果	家計総合集計体系	二人以上の世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査	33,280 5,382	120 72
		単身世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査	6,656 497	24 7
所得に関する結果	所得資産集計体系	二人以上の世帯	基本調査 簡易調査 家計調査世帯特別調査	33,280 36,380 5,382	120 120 72
家計資産・負債に関する結果		単身世帯	基本調査 簡易調査 家計調査世帯特別調査	6,656 7,276 497	24 24 7

上記いずれの集計体系とも、上記の各調査に加えて全国単身世帯収支実態調査(全国約 2,000 世帯)も用いて集計している。

調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日・期間
家計簿(10 月分)	収入及び支出	10 月 1 か月間
家計簿(11 月分)	収入、支出、購入地域及び購入先	11 月 1 か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地 等	10 月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年 11 月から調査年 10 月の 1 年間 (貯蓄、借入金の残高については 10 月末現在)
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出	10 月又は 11 月(調査対象によりいずれか 1 か月間)

◆用語の解説

1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしていない間借人などは含めない。

3 有業人員

世帯員のうち勤め先のあるもの、自営業主、家族従業者、内職従事者などの人数をいう。

4 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

5 世帯区分

世帯主の就業状態によって「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に分類される。

全ての世帯 —

勤労者世帯	……世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯
無職世帯	……世帯主が無職の世帯
その他の世帯	……勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯

※ 世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は、「その他の世帯」とする。

6 収入と支出

収入… 勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出… いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

7 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

8 年間収入

世帯における過去1年間（2019年調査では、2018年11月から2019年10月まで。）の収入（税込）で、勤め先からの収入、事業による収入、年金や給付金の受取金など、経常的に得ているものをいう。退職金、財産の売却で得た収入、相続により得た預貯金など、一時的な収入は含めない。

9 金融資産残高、金融負債残高

(1) 調査の範囲と内容

- 金融資産残高(貯蓄現在高)とは、銀行(ゆうちょ銀行を含む。)、その他の金融機関への預貯金(利子を含む。)、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。
- 金融資産残高は、その種類によって金額の評価方法が異なる。
 - ・ 生命保険・損害保険・簡易保険 : 加入してからの払込総額
 - ・ 株式及び投資信託 : 2019年10月末日現在の時価による見積額
 - ・ 貸付信託・金銭信託及び債券 : 額面金額
- NISA(少額投資非課税制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)については、制度によらず、購入したものの種類(株式や投資信託など)によって、それぞれ該当する項目に含めている。
- 金融負債残高とは、銀行(ゆうちょ銀行を含む。)、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

金融資産・負債とするもの	金融資産・負債としないもの
・ 単身赴任・出稼ぎなどで離れて暮らしている人の貯蓄・借入金(世帯内で管理している分) ・ 個人営業のための分	・ 現金のまま保有しているいわゆるタンス預金 ・ 知人等への貸金 ・ 公的年金や企業年金の掛金 ・ 手持ちの現金

(2) 金融資産・負債の内容及び注意事項

項目		内容及び注意事項
金融資産	預貯金	通貨性預貯金 ・ 期間の定めがなく、出し入れ自由なもの ・ 普通預金、当座預金、通常貯金、通知預金など
		定期性預貯金 ・ 一定期間預け入れておくもの ・ 定期預金、積立定期預金、定期積金など ・ 定額貯金、定期貯金、財産形成貯金など
	生命保険など	生命保険 ・ 生命保険会社の終身保険、普通養老保険、こども保険、個人年金保険など ・ 農業協同組合などの終身共済、養老生命共済、こども共済、年金共済など ・ 掛け捨ての保険は含めない
		損害保険 ・ 火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険など ・ 積立型介護費用保険 ・ 掛け捨ての保険は含めない
	簡易保険	・ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険など ・ 掛け捨ての保険は含めない

項目			内容及び注意事項
金融資産 (続き)	有価証券	貸付信託・金銭信託	信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託
		株式	2019年10月末日現在の時価で見積もった額
		債券	国債、地方債、政府保証債、金融債など
		投資信託	・株式投資信託、公社債投資信託など ・2019年10月末日現在の時価で見積もった額
	その他		・銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄 ・社内預金、勤め先の共済組合、互助会(冠婚葬祭を目的としたものを除く)など金融機関外への預貯金
金融負債	住宅・土地のための負債		住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高
	住宅・土地以外の負債		生活に必要な資金(教育ローンなど)、個人事業に必要な資金(開業資金、運転資金など)を借り入れた場合の未払残高
	月賦・年賦		乗用車や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高

10 住宅資産・宅地資産

住宅・宅地(所有している住宅・宅地(居住しているもの以外を含む。))については、「家計の住宅・宅地資産の価額評価方法」(総務省統計局)に基づき、それぞれの世帯ごとの資産額を2019年10月末日時点で評価し、集計に使用されている。

11 家計資産総額(純資産総額)

純金融資産(金融資産残高－金融負債残高)と、住宅・宅地(所有している住宅・宅地(居住しているもの以外を含む。))を合わせて家計資産総額(純資産総額)としている。